

「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」の解説

はじめに

わが国においては、近年における内外の金融情勢等の変化に即応するため、より安全で効率性の高い証券決済システム（証券取引により発生する証券及び資金の受け渡し等処理する仕組み）の構築が求められている。このため、平成 13 年 6 月には証券決済システム改革の第一弾ともいえる「短期社債等の振替に関する法律」（平成 14 年 4 月施行）等が成立し、コマーシャル・ペーパー（以下「CP」という。）の無券面化（ペーパーレス化）及び CP に係る振替制度の創設などの法整備が図られている。

さらに、平成 14 年 6 月には、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」（平成 15 年 1 月施行、以下「証券決済システム改革法」という。）¹が成立した。これにより、上記の「短期社債等の振替に関する法律」の題名が「社債等の振替に関する法律」（以下「社債等振替法」という。）に変更されるとともに、券面を必要としない統一的な証券決済法制の対象が CP から社債、国債等へと拡大することとなった。

こうした状況下、社債等振替法に基づいて CP の無券面化を実際に導入するに際し、発行者の会計処理及び表示に関する質問が寄せられていた。このため、企業会計基準委員会（ASB）では、平成 15 年 2 月 6 日に実務対応報告第 8 号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 8 号」とする。）を公表した。これは、平成 15 年 1 月 15 日に公開草案を公表して広くコメントを募り、その後の検討を踏まえて公表されたものである。

本稿では、無券面化された CP のスキームや従前の CP との比較等について概観した上で、この実務対応報告第 8 号に関する解説を行う。なお、文中意見にわたる部分については、筆者の個人的見解である。

無券面化されたコマーシャル・ペーパー（電子 CP）の概要等

¹ 「証券決済システム改革法」では、決済の迅速化、確実化をはじめとする証券市場の整備のため、券面を必要としない統一的な証券決済法制の対象を CP から社債、国債等へと拡大、単層構造の仕組みを発展させ、一般投資家が証券会社・銀行等に口座を開設することを可能とする多重構造の振替決済制度の創設、安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能とするための制度整備等、所要の措置が講じられている。

1 従来のCP(手形CP)

わが国においてCPは、短期金融商品の中核に育つとの期待のもとに、1987年(昭和62年)に導入されている。従来のCPは、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形であって、その法人の依頼によりその支払を行う銀行等の金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものであると定義されている(証券取引法第2条1項8号、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第1条)。

このように、従来のCP(以下では「手形CP」という。)は約束手形と位置付けられているため、権利内容が券面の記載により決定され、券面の所持者が権利者と推定されることにより、権利の流通性や取引の安全等が確保されるといった利点がある。その一方、権利の発生・移転・行使には券面の作成・移転・呈示が必要であることから、発行段階における券面作成の事務負担が大きいこと、券面の交付に伴う紛失等の事故の危険性があること(デリバリー・リスク)さらには、資金の即日決済が困難であるほか、券面の交付と支払の同時履行(DVP:Delivery Versus Payment)の実現も困難であること等の問題点が指摘されていた。

2 無券面化されたCP(電子CP)

そこで、こうした問題点を踏まえ、発行段階から券面の発行を廃止(ペーパーレス化)し、電子的な記録を基礎として権利の発生・移転・消滅等が決定される新たな枠組みが検討された²。その結果、冒頭に述べたような証券決済システム改革の一環として、社債等振替法が制定され、無券面化されたCP(以下では「電子CP」という。)の発行が可能になるとともに、振替機関にある振替口座簿への記録により権利の帰属が確定されることとなった³。なお、電子CPは今春にも、その第1号が発行される予定のようであるが、当面、従来

² 平成11年2月の経済戦略会議答申で、「ペーパーレス化を含むCPに関する新たな法制度の整備を行う。」とされたこと等を受けて、大蔵省(当時)と法務省とによって「CPのペーパーレス化に関する研究会」が設置された。平成12年3月に同研究会が公表した報告書では、新たなCPの商品性については基本的に従来のCPの商品性を踏襲すべきであること、新たな法制化に際しては、社債等の諸制度との整合性も十分検討されるべきであること、等が述べられている。

³ 振替制度を利用した社債等の権利移転等の仕組み(概要)は、以下のとおりである。
発行：各法の規定等に基づき社債等の発行手続きが進められ、その全額の払込が行われると、発行者は、その銘柄を取扱う振替機関に対し、所定の事項を通知する。振替機関は、通知内容を振替口座簿に記録する。その後、所定の手続きに則り、権利を有する者の口座に記録される。
流通：社債等の権利の移転は、振替口座簿上の振替が効力要件とされる。振替口座簿の記録には、権利推定効が認められており、有価証券のような善意取得が認められている。
償還：社債等の権利を有する加入者が社債等の償還を受けた場合は、その加入者の申請により口座を抹消する。なお、償還と抹消の申請を同時履行関係に置くことにより、発行者の保護が図られている。

の手形 CP も並存することが見込まれている。

このような背景及び経緯を踏まえ、電子 CP は、法律上は社債として位置付けられている。すなわち、社債等振替法第 66 条において、商法の特例を規定している同法第 83 条及び第 84 条における「短期社債」とは、以下の要件のすべてに該当する社債をいうとされている。

- (1) 契約により社債の総額が引き受けられるものであること
- (2) 各社債の金額が 1 億円を下回らないこと
- (3) 元本の償還期限が 1 年未満であり、かつ、分割払いの定めがないこと
- (4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること
- (5) 無担保である(担保附社債信託法上の担保が付されるものではない)こと

3 商品性等の比較

もっとも、CP はごく短期の資金調達手段であること等に鑑み、社債等振替法では、電子 CP について商法の規定の一部を適用除外にしている。具体的には、取締役会決議により、発行可能期間等を定めた上で、個別の発行については特定の取締役への委任を可能としているほか、社債原簿制度、社債管理会社制度、社債権者集会制度等の適用除外などの特例措置が設けられている(社債等振替法第 83 条及び第 84 条)。

このような法的枠組みの下で、電子 CP と手形 CP の商品性等を比較してみると、例えば、最低額面は 1 億円以上、償還期限は 1 年未満となっているほか、発行方法についてもディーラー発行及び直接発行があること、無担保であり、また金利も割引方式が想定されているなど、基本的に従来の手形 CP の商品性等が踏襲されている。従って、電子 CP は、その経済的実質をみれば、これまでの手形 CP と相違がないと考えられる。

【手形 CP と電子 CP の比較】

| 項目 | 手形 CP | 電子 CP |
|-----------|---|--|
| 目的 | ・ 法人が公開市場で資金調達を目的として発行する | ・ 同左 |
| 法的位置付け | ・ 約束手形 (金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用) | ・ 社債 (「社債等の振替に関する法律」) |
| 権利の発生、移転等 | ・ 証券の作成、移転、呈示等 | ・ 券面を廃止 ・ 振替機関が管理する振替口座簿への記録により権利を確定(振替による善意取得が認められる) |

| | | |
|-----------|------------------------------------|---|
| 取締役会の発行決議 | ・ 不要 | ・ 特定の取締役への委任が可能 |
| その他商法の特例 | | ・ 社債原簿制度、社債管理会社制度、社債権者集会制度等は適用除外 |
| 主な商品性等 | | |
| 発行企業 | ・ 法人 | (短期社債等) ・ 株式会社、保険会社<短期社債> ・ 特定目的会社<特定短期社債> ・ 商工中金<短期商工債券>・ ・ 信金中金<短期債券> ・ 農林中央金庫<短期農林債券> |
| 購入者 | ・ 制限無し | ・ 同左 |
| 格付 | ・ 取得の義務はない(注1) | ・ 同左 |
| 発行期間 | ・ 制限無し(注2) | ・ 1年未満 |
| 最低額面金額 | ・ 制限無し(注2) | ・ 1億円 |
| 資金用途 | ・ 制限無し | ・ 同左 |
| 発行方式 | ・ 直接発行(ダイレクトCP) ・ 間接発行(ディーラー発行) | ・ 同左 ・ 同左 |
| 担保 | ・ 無担保 | ・ 同左 |
| 金利 | ・ 割引方式 | ・ 同左(法的には利付方式も可能であるが、当面はその対応が想定されていない) |

(注1) 現在では、取得を義務付ける規則はないが、実際にはほとんどの発行企業が格付を取得している。また、バックアップラインの設定も任意である。

(注2) 大蔵省(当時)通達の廃止により、最低金額規制及び期間規制は撤廃されたが、印紙税について定めた租税特別措置法の中で額面1億円以上、期間1年未満のものについては、段階税率の対象外となる(券面1枚一律5,000円)ため、期間1年以上のものは実際上、その発行は見られない。

電子CPの会計処理及び表示

1 基本的な考え方

このように、電子CPは、主に決済方法の利便性や安全性を向上するために導入されたものであり、また、従来の手形CPと同一の商品性を保つよう商法における社債の規定の一部が適用除外とされるなど、その経済的実質はこれまでの手形CPと同様であると考えられる。こうしたことから、実務対応報告第8号では、以下のように、電子CPの会計処理及び表示

について、社債として取扱われる法律上の位置付けに従うほか、従来の手形 CP と同様の取扱い⁴もできるという基本的な考え方が示されている。

なお、電子 CP の資金運用側の会計処理及び表示については、「有価証券」⁵として、従来の手形 CP と同様の取扱いとなると考えられる。この点について特段の疑義は生じないと解されるため、実務対応報告第 8 号は、発行者の会計処理及び表示について実務上の取扱いを確認したものとなっている。

2 発行者の会計処理及び表示

(1) 貸借対照表

電子 CP については、社債としての法律上の位置付けに基づいて考えると、平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」及び平成 12 年 1 月 31 日（最終改正平成 14 年 9 月 17 日）に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」に基づく社債としての会計処理及び表示が適用されることになる。しかし、上述したように、電子 CP の経済的実質を重視すれば、手形 CP における従来⁴の取扱いと同様の会計処理及び表示を行うことにも妥当性が認められると考えられる。

実務対応報告第 8 号では、発行した電子 CP については、社債金額をもって貸借対照表価額としており（「金融商品に係る会計基準」第三 五参照）手形 CP と同様に扱うとしてもこの点は同じである。一方、表示科目については、流動負債において「短期社債」又は従来⁴の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー」等の当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記するものとし、法的形式に基づく表示と経済的実質に基づく表示の双方を認めている。また、その金額に重要性がない場合には、流動負債において「その他」に含めて表示することができる⁴とされている。

なお、公開草案の段階では、従来⁴の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー」等として掲記した場合で、電子 CP の金額に重要性があるときには、追加情報として、電子 CP が含まれている旨及び金額を貸借対照表に注記することが⁴
適当と考えられるとされていた。しかしながら、公開草案に対するコメントでは、電子 CP と手形 CP は法律上の位置付けは異なるものの経済的実質は同一であり、電子 CP についてのみ特別に注記を求める必要性は乏しいのではないかと、将来的には電子 CP への全面移行が進むことが予想される、等の理由により当該注記は不要であるとする意見が多かった。こうしたコメント等を踏まえ、当該箇所は最終的に削除されている。

⁴ 従来⁴の会計処理及び表示については、日本公認会計士協会調査研究部審理課から平成 5 年 10 月 28 日付で「審理室情報 No.8（国内コマーシャル・ペーパーの会計処理と表示について）の適用に当たっての留意事項について」が公表されている。

⁵ 証券取引法第 2 条 1 項 4 号及び 2 項。なお、従来⁴の手形 CP も同法第 2 条 1 項 8 号及び証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 1 条により「有価証券」と定義されている。

(2) 損益計算書

損益計算書についても、電子 CP は、社債としての取扱いのほか、従来の手形 CP と同様の取扱いができると考えられる。すなわち、実務対応報告第 8 号では、「短期社債利息」又は従来の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー利息」等の当該費用を示す名称を付した科目をもって区分掲記し、その金額に重要性がない場合には、「その他」に含めて表示するとされている。

なお、いずれの場合でも、社債金額よりも低い価額で発行したことによる差額は、「社債発行差金」又は従来の手形 CP と同様に「前払費用」として計上し、発行日から償還期限までを計算期間として当該発行差額を定額法により按分する（「金融商品に係る会計基準」第三五、及び「金融商品会計に関する実務指針」第 126 項参照）とされている。この点は、決算期をまたぐ CP の処理について、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」を踏まえ、その具体的な取扱いを確認したものと解される。

(3) 附属明細表

最後に、実務対応報告第 8 号に記述はないが、電子 CP に係る附属明細表の記載についても、上述した理由から、社債としての取扱いと従来の手形 CP と同様の取扱いの双方が認められると考えられる。すなわち、「短期社債」として表示する場合は社債明細表（連結附属明細表の様式第九号、附属明細表の様式第十号）に、「コマーシャル・ペーパー」等として表示する場合は借入金等明細表の「その他の有利子負債」（連結附属明細表の様式第十号、附属明細表の様式第十一号）に記載することになると解される。

企業会計基準委員会
専門研究員 蓮井明博